

毎年9月21日は「世界アルツハイマーデー」で、
9月は「世界アルツハイマー月間」です。
認知症について正しく知り、理解するための
さまざまな取り組みが行われます。



知っておきたい

若年性認知症 Part 1 働いているときに



「若年性認知症」とは、65歳未満で発症した認知症のことです

診断を
受けたとき

「会社を退職」する前に、 今の生活を続けることを考えてみませんか

若年性認知症の診断を受けると会社を退職する方が多いですが、実は、辞めてしまう前にできることはいろいろあります。
発症年齢の平均は54歳くらい、多くは働きざかり。仕事、家事、子育てなどに忙しい世代で発症することになり、
現役で働いている場合、退職してしまうと経済的に困ってしまうことになるでしょう。
退職するにしても、その前の段階でできることはあります。
さまざまな選択肢があることをぜひ知っておきたいですね。



もしかして認知症？と思ったら…
医療機関で診断を受けたら…

こんな変化がみられたら相談しましょう

- ・探し物が多くなった
- ・ミスが増えている
- ・約束を忘れるようになった
- ・指示が理解できない
- ・お金の計算や、漢字の読み方が分からなくなった

まずは、若年性認知症支援コーディネーターに相談！

神奈川県では、若年性認知症の方やその家族等の相談に対応し、支援ネットワークの調整をおこなう
「若年性認知症コーディネーター」が配置されています。相談内容やそれぞれの症状に応じてさまざまな
情報提供や支援を受けることができます。
一緒に働いている方の変化に気づいたら…。
本人だけでなく、職場の方でも若年性認知症
支援コーディネーターに相談できます。

受診していなくても、不安を感じた時
いつでも気軽に相談できます



若年性認知症コーディネーターの相談窓口等詳細はこちら↑
(神奈川県ホームページ)



今の生活を続けるためにできること



会社はどうする？

～退職を考える前に！ こんな選択肢があります～

① 今の会社で、そのまま働く

働き続けたい旨を会社に伝え、業務内容や業務量の調整、場合によっては配置換え等の配慮をしてもらいつつ、そのまま働き続けることを相談するというものです。

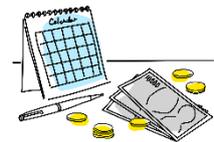
② 会社の障害者枠で働く

会社によっては、障害者枠を設けているところもあります。本人の希望や状況によって、より無理なく働けるような配慮が望めるものと思われれます。

③ 会社を休職し、傷病手当金を受給する

傷病による休職ということで会社に申請し、休職期間中は傷病手当金を受け取るものです。休職に関する制度は会社ごとに異なりますが、休職期間の上限は3か月から長くても3年が一般的であると考えられます。傷病手当金が支給される期間は、最長1年6か月です。期間終了後、復職が難しい状況でしたら退職することになります。

退職後は・・・



◇ 障害年金を受給する

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金は、初診日から1年6か月後の「障害認定日」を経過すると申請することができます。

◇ 失業手当を受給する

就労したい気持ちがあり、引き続き求職活動にあたる場合は、雇用保険の基本手当である失業手当を受給することもできます。障害年金とは併給できますので、症状や希望に沿い、支給要件に該当するようでしたら申請するとよいと思われます。

家族も含めた今後のライフプランもふまえて、検討してみると良いですね。

他にできること

～診断を受けたら～



◇ 自立支援医療の申請をする

自立支援医療とは、心身の障害に対する医療費の自己負担を軽減する公的な制度です。指定の医療機関・薬局のみで利用可能なものですが、通常だと3割負担の医療費が、1割負担まで軽減されます。

◇ 障害者手帳を取得する

障害者雇用枠での就労が可能になるほか、医療費の負担減や税金の控除、割引等のサービスが受けられるようになります。

次号では、障害者手帳を取得するとどうなる？について紹介します。